

# 子ども医療 高校生世代入院費の払戻し手続きについて

高校生世代（15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（学生でない人も対象））の子どもが入院した場合には、払戻しをいたします。

月ごとにまとめ、都度申請してください。

**◆請求に必要な書類**

1. 健康保険証
2. 領収書（コピー可）
3. 印鑑
4. 通帳
5. 療養費支給証明書（国民健康保険の場合は不要）・・・裏面参照

通帳は、保護者のものをご用意ください。  
 ※ご自身で保険証の被保険者となっている場合は、自身の通帳でも可です。

※用紙上部は、ご自身でご記入ください。

用紙下部は、受診日時点に加入していた保険者に証明いただく必要があります。保険者へ提出し、証明いただくよう依頼してください。

証明書は、「医療機関ごと・月ごとに1枚ずつ」必要です。

**《ご注意》**

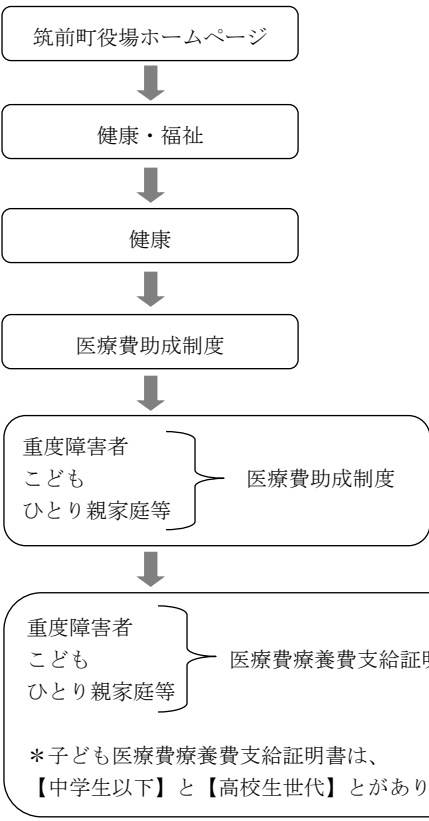
- \* 支払日翌日から5年以上経過したものは払戻しできません。
- お早めにお手続きください。

**《 問い合わせ先 》**  
 筑前町役場 健康課国保医療係  
 TEL0946-42-6607

R5.10.1 作成

**◆療養費支給証明書は役場健康課国保医療係または総合支所窓口係で配布しています。また、役場ホームページからもダウンロードできます。**

**ダウンロード方法**



**療養費支給証明申請書**

負担者番号		被保険者証等記号・番号
受給者番号	記号	番号
診療等を受けた者	氏名	生年月日 平成・令和 年 月 日生
診療等を受けた期間	入院・外来の別	病院等の名称 所在地
年 月 日から 年 月 日まで	入院・外来	

上記の者の療養費の支給について証明してください。  
 令和 年 月 日  
 保険者 殿  
 被保険者等の住所（〒 - ）  
 氏名  
 電話 - -

---

**療養費支給証明書**

申請の種類 1. 医科 2. 歯科 3. 薬剤 4. 看護 5. 移送 6. 補装具 7. 生血 8. 柔道整復 9. あんま 10. はり 11. きゅう 12. その他 マッサージ	保険給付割合 割
医療費総額	円
他法負担額	円
法定給付(高額療養費を除く)	円
※ 高額療養費	円
※ 付加給付	円
本人自己負担金額	円

違わないことを証明します。  
 令和 年 月 日  
 保険者

用紙上部は、ご自身でご記入ください。

用紙下部は、受診日時点にご加入であった保険者様に証明いただく部分です。  
 保険者様へ提出・証明依頼を行ってください。

\* 子ども医療療養費支給証明書は、【中学生以下】と【高校生世代】とがあります。